

多額の医療費支出または盗難被害があった場合の減免制度

A 制度概要

【1】多額の医療費を支出した場合

疾病により多額の医療費を支出したことで、生活が著しく困難となった場合には、申請により市民税・県民税を減免されることがあります。

※以下、医療費を支出した日の属する年を「当年」、その前の年を「前年」とします。

1 減免を受けられる方（以下の全ての要件を満たす方）

- ① 前年中の合計所得金額が200万円以下である方
- ② 当年中の医療費支出額（申請者の同一生計配偶者及び扶養親族分も対象、保険金等により補てんされた額は除く）が前年中の合計所得金額と比べて5割以上である方（7割以上の場合は、①の要件が300万円以下）
- ③ 申請者を含む世帯全員の当年中の合計所得金額見込額（申請者については医療費支出額を差し引いた額）が本市の市民税・県民税の非課税基準額以下である方

【本市の非課税基準額】

	合計所得金額
障害者・未成年者・ひとり親・寡婦に該当する方	135万円以下
扶養親族がいない方	45万円以下
扶養親族がいる方	35万円×（扶養親族数＋1）＋31万円以下

※ここでの「扶養親族」とは、同一生計配偶者、16歳未満の扶養親族及び控除対象扶養親族を指します。

2 減免される金額

申請日以降に納期限（普通徴収分）または給与・公的年金の支給日（特別徴収分）が到来する税額（均等割及び所得割）について、下表の割合で減免します。

医療費支出額の割合 前年の合計所得金額	7割以上	5割以上 7割未満
	200万円以下	全額※
200万円超300万円以下	2分の1※	対象外

※ 原則、森林環境税の免除も併せて適用されます。

【2】盗難により多額の被害を受けた場合

盗難により多額の被害を受けたことで、生活が著しく困難となった場合には、申請により市民税・県民税を減免されることがあります。

※以下、盗難の被害を受けた日の属する年を「当年」、その前の年を「前年」とします。

1 減免を受けられる方（以下の全ての要件を満たす方）

- ① 前年中の合計所得金額が200万円以下である方
- ② 当年中の盗難による被害額（申請者の同一生計配偶者及び扶養親族分も対象、保険金等により補てんされた額は除く）が前年中の合計所得金額と比べて5割以上である方（7割以上の場合は、①の要件が300万円以下）
- ③ 申請者を含む世帯全員の当年中の合計所得金額見込額（申請者については盗難による被害額を差し引いた額）が本市の市民税・県民税の非課税基準額（【1】と同様）以下である方

2 減免される金額

申請日以降に納期限が到来する税額（均等割及び所得割）について、下表の割合で減免します。

盗難被害額の割合 前年の合計所得金額	7割以上	5割以上 7割未満
	200万円以下	全額※
200万円超300万円以下	2分の1※	対象外

※ 原則、森林環境税の免除も併せて適用されます。

B 申請手続き

以下の必要書類を「D 申請先・お問合せ先」へ持参してください。

※減免申請書および所得見込額等申告書は、「D 申請先・お問合せ先」に用意してあります。また、本市ホームページからダウンロードすることもできます。

【必要書類】

① 共通

- ① 市民税・県民税減免申請書兼森林環境税免除申請書（減免申請書）
- ② 所得見込額等申告書
- ③ 申請者を含む世帯全員分の当年中の合計所得金額見込額が分かるもの
例）給与明細書、給与支払者の給与支払予定額証明書、年金支払通知書、収支内訳書

②事由別

【1】多額の医療費を支出した場合

医療費支出額が分かる書類

例) 領収書、保険金支払証明

【2】盗難により多額の被害を受けた場合

a. 盗難があった事実が分かる書類

例) 盗難届出受理証明

b. 盗難被害額（資産の取得費、取得年月日も含む）が分かる書類

例) 領収書、保険金支払証明

※申請内容により、上記の他に書類が必要となることがあります。

C その他

本減免制度の適用を受けた方を含む世帯全員の当年中の合計所得金額の確定後、各事由の「1 減免を受けられる方」に掲げる要件を満たしていないことが判明した場合には、減免を取り消し、改めて納税通知書を送付する場合があります。

D 申請先・お問合せ先

お住まいの区	担当課	電話番号	F A X 番号
大宮区	北部市税事務所 個人課税課 (大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所 5 階)	048-646-3102	048-646-3164
西区・見沼区		048-646-3103	
北区・岩槻区		048-646-3104	
浦和区	南部市税事務所 個人課税課 (浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館 2 階)	048-829-1386	048-829-6236
中央区・緑区		048-829-1387	
桜区・南区		048-829-1389	